

自動車
運転者の

ハイヤー・タクシー事業者の皆様へ
令和6年4月1日から適用となります！



時間外労働の上限規制・改善基準告示

積極的に取り組んで
行きましょう！！

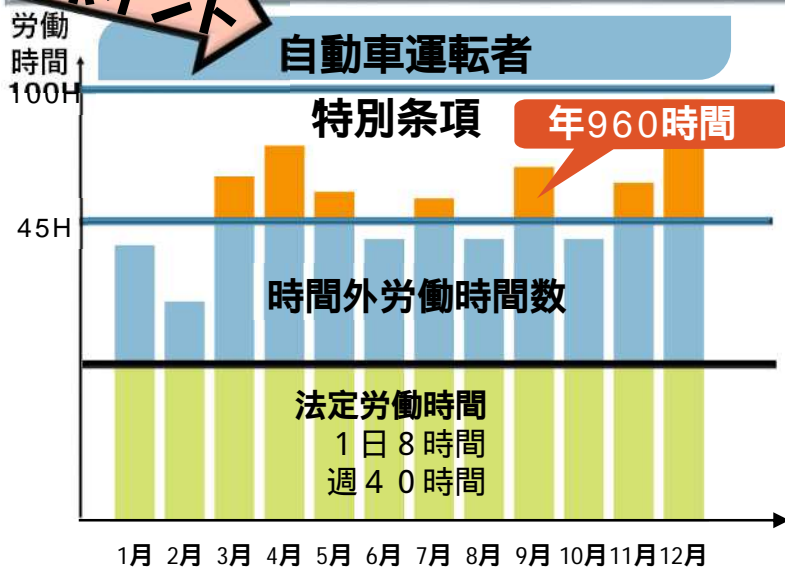


進めよう！
ドライバーの
働き方改革・TOKYO



- 働き方改善！ G !
- 安全衛生！ G !
- 労働時間適正管理！ G !
- 人材確保！ G !

ストップ！STOP！



【原則】月 45 時間
年間 360 時間

【特別条項】

(臨時的な特別な事情の場合)
特別条項の上限は、単月・複数月平均の上限はなく、**年間960時間**
特別条項の回数制限の適用なし

その他、改善基準告示を遵守していただく必要があります。

改善基準告示の詳細については裏面をご覧ください。



東京労働局・労働基準監督署(支署)・公共職業安定所

改善基準告示の主な改正内容

「自動車運転の業務」に従事する労働者については、令和6年4月1日以降、労働基準法が適用となり、自動車運転者については、労働基準法の上限規制と改善基準の2つのルールをともに遵守いただく必要があります。

○日勤 1か月の拘束時間：288時間以内

1日の拘束時間：13時間以内（上限15時間、14時間超は週3回までが目安）

1日の休息期間：継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない

○隔勤 1か月の拘束時間：262時間以内

地域的その他特別な事情がある場合、労使協定により270時間まで延長可（年6月まで）

2暦日の拘束時間：22時間以内、かつ、2回の隔日勤務を平均し1回あたり21時間以内

2暦日の休息期間：継続24時間以上与えるよう努めることを基本とし、22時間を下回らない

○ハイヤー 労使当事者は、36協定の締結にあたり、以下の事項を遵守していただく必要があります。

・時間外労働時間は、1か月45時間、1年360時間まで

・臨時的特別な事情で限度時間を超えて労働させる場合にも、1年960時間まで

・36協定において、時間外・休日労働時間数をできる限り短くするよう努めること

・疲労回復を図るために必要な睡眠時間を確保できるよう、勤務終了後に一定の休息期間を与えること



以下を含めた総合対策をお願いします！



安全衛生対策（労働基準監督署）

—「交通労働災害」「腰痛災害」防止対策—

- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策
管理体制・適正な労働時間管理・教育実施・健康管理などを推進しましょう。
- 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策
作業態様別（重量物取扱い、車両運転時）の対策を実施しましょう。
- 定期健康診断の確実な実施等による健康管理対策
健康や体力の状況の客観的な把握と維持管理に取り組みましょう。



人材確保・就職支援（ハローワーク）

—「人材確保」「就職支援」を専門スタッフが支援—

○人材確保等支援助成金をご活用ください！

労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成

○求人者の皆様を支援します！

対象職種の求人募集を行う事業主の方を対象に支援

○求人・求職のマッチングを促進します！

対象職種での就職を希望する方を対象に支援

○求職者の皆様を支援します！

求人・求職を促進する各種のイベントを開催

